

松山市長 野 志 克 仁



松山農業振興地域整備計画を変更する旨の公告（法第 11 条公告）

松山農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項の規定において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更の理由を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある者は、松山市の住民に限り令和 7 年 6 月 13 日（縦覧期間満了の日）までに、松山市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和 7 年 6 月 13 日（縦覧期間満了の日）の翌日から起算して 15 日以内に松山市にこれを申し出ることができる。

1 農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧期間

自 令和 7 年 5 月 14 日（公告年月日）

至 令和 7 年 6 月 13 日（公告年月日の翌日から起算して 30 日目の日、

なお、最終日が休日である場合はその翌日）

2 農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

松山市二番町四丁目 7 番地 2 松山市役所 農林水産振興課

3 意見提出または異議申出に当たっての留意事項

期間を過ぎての意見書の提出及び異議の申出はできません。

意見の提出及び異議の申出は書面によることとし、電話では受け付けられません。

4 提出された意見の取扱い

提出された意見の内容は原則公表しますが、特定の個人を識別しうる情報や財産権を害するおそれがある情報を含む場合等は、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。

意見書に対する個別の回答は行いませんが、変更後の農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告します。